

キルギス国内で有効な滞在期間を超えて滞在している方の出国手続き方法が追加されます

令和4年7月20日

●現在、キルギス外務省は、当国内に滞在する外国人が有効な滞在期間を超過するなど当国の滞在制度に違反した状態で当国から出国する場合、地区警察署にて違反金の支払い手続き後、キルギス外務省領事局にて出国に必要なカテゴリー「L」査証（以下「ビザ」）の申請を行い、ビザ発給を受けなければならないとしています。

●従来、カテゴリー「L」ビザの申請窓口は、キルギス外務省領事局のみとしていましたが、今次、同領事局に加え、キルギス外務省査証申請ポータルサイト「E-visa」(URL: evisa.e-gov.kg)にて申請することが可能となりました。本サイトにて電子申請を行った場合、申請後5営業日程度でビザを電子メールにて受け取ることが可能です。

●カテゴリー「L」ビザの申請方法は、以下のとおりとなります。

(1) 現在居住されている最寄りの地区警察署にて違反金の銀行振込方法の教示を受け、指定された銀行口座に違反金を振り込みます。

(2) 違反金振込後、再度警察署に戻り、「法律違反記録書」「領収書」「出国用ビザ申請にかかる書類」を受け取ります。

(3) 受け取った書類と共に、キルギス外務省領事局もしくはE-visa サイトにてカテゴリー「L」ビザ申請を行います。

●なお、「ビザなし」で入国され、有効な滞在期間（60日間）を超過された方で、緊急に出国する必要がある場合、マナス空港内にてカテゴリー「L」ビザを申請することが可能です。該当される方は、在キルギス日本国大使館までお問い合わせ願います。

【問い合わせ先】

在キルギス日本国大使館

所在地：ビシュケク市タシケント通り 35/1 番地

35/1, Tashkent Str., Bishkek, 720014, Kyrgyz Republic

電話番号：(0312) 375515 / 375516 FAX：375518

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>